

本意見書案の提出理由を申し上げます。

6月5日に成立した国民年金等の一部を改正する法律は、保険料の上限のない引き上げと、憲法が保障する「生存権」を破壊する給付水準の引き下げを内容とするものであること、国会の審議の中で明らかになりました。

坂口厚生労働大臣は、参議院の審議の中で、夫が40年間会社に勤め、妻が専業主婦のモデル世帯に関する試算を紹介。現在45才の人の場合の給付水準は、支給開始こそ50.2%だが、10年後に45.1%、20年後には40.5%となると「50%割れ」の数字を示しました。さらに、2025年に65才となる受給者の試算を提示。それによると、共働き世帯は、支給開始時が39.3%で、10年後に35.3%、20年後は31.7%。独身男性は支給開始後20年後には29.0%と20%台となることが明らかになりました。

保険料についても、賃金が名目で2.1%上昇する場合には、2017年度で2万860円、27年度で2万5680円、37年度で3万1610円になることが明らかになりました。

「給付は現役世代の50%確保」「保険料は1万6900円に固定」という2枚看板が偽りだったとわかり、しかも衆院通過を強行したあとで資料を出すという、政府・与党のごまかしの態度に、国民の批判が高まりました。それでも、与党は、『50%以上』（モデル世帯支給開始時）」と注をつけて、はげた看板を使っています。ところが、法律が成立したとたん、今度は支給開始時の「50%確保」の前提としてきた2003年度の政府出生率見通し（1.32）をも下回る1.29となることが明らかになりました。「支給開始時の50%確保」すら偽りだった可能性があります。

このまま実施すれば、年金制度の崩壊につながることは明らかであります。

年金は、だれもが納得し、保険料を納めてこそ、制度として成り立っていくものであります。

国民の「生存権」を保障する見地に立って老後の生活を支えるためにも、再び法改正をし、誰もが納得できる年金制度を確立するべきであります。

以上の理由から、本意見書案を提出いたします。